



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ\*フロントワー-RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## 国際相続のリスク

日本の中小企業の社長様は結構ハワイなどにコンドミニアムを持っていたりします。

その場合日本だけで相続税を払えばよいというわけではありません。たとえばハワイの不動産には米国の遺産税が課税されます。相続人がどこに住んでいるかは関係ありません。この不動産については日本の相続税とアメリカの遺産税が二重に課税されることになります。

このような国際的二重課税を防ぐ制度として、外国税額控除制度（同じ資産に対して外国で二重に課税された場合に、一定の税金については日本の税金から控除してあげますという制度）があります。

しかし被相続人の住所地がどこにあるか、財産の所在地国がどこか又は外国税額控除の対象となる「相続税に相当する税」の範囲、定義について不明確な部分があるため、場合によっては二重課税を排除できない場合があります。それを補うため租税条約が結ばれているのですが、相続に関しては、日本は全世界中でアメリカとしか租税条約を締結していません。たった1か国です！！

たとえばカナダには相続税がありませんが、一定の場合に相続時にみなし譲渡所得税（相続時に含み益に課される税金）が課税されます。この場合みなし譲渡所得税が日本における「相続税に相当する税」には該当しないため外国税額控除はできません。

こういったことが無いように各国と租税条約を結んでほしいのですが、日本は締結に消極的です。消極的である理由は、先進国が決めたOECDモデル租税条約が、被相続人の住所地国に課税優先権を認める内容になっているためです。もし海外に住んでいた日本国籍の被相続人に相続が発生した場合に、日本居住の相続人に課税したくても租税条約により日本の相続税を課税できなくなることを恐れているのです。高齢化社会の日本としては譲れない課税権ということでしょうか。

そのため海外に財産をお持ちの方は、その国と日本の課税関係の確認や対策が必要だと思えます。

## 企業版ふるさと納税がはじまります！

最近話題のふるさと納税ですが、平成28年度税制改正により企業にもその利用対象が拡大する予定となっております。現在の制度でも地方公共団体への寄付金は全額が損金に算入され約30%の節税となっておりますが、企業版はこれに上乗せして寄付金額の30%が税額控除できるようになります。つまり、寄付をした際の税負担の軽減効果が現行の2倍になります。

以下、税額控除の内容です。

○平成29年3月31日までに開始する事業年度

「法人事業税」控除税額=寄付金合計額×10%（当期の法人事業税額の20%を上限）

「法人道府県民税」控除税額=寄付金合計額×5%（当期の法人道府県民税法人税割額の20%を上限）

「法人市町村民税」控除税額=寄付金合計額×15%（当期の法人市町村民税法人税割額の20%を上限）

○平成29年4月1日以後開始事業年度

「法人事業税」控除税額=寄付金合計額×10%（当期の法人事業税額の15%を上限）

「法人道府県民税」控除税額=寄付金合計額×2.9%（当期の法人道府県民税法人税割額の20%を上限）

「法人市町村民税」控除税額=寄付金合計額×17.1%（当期の法人市町村民税法人税割額20%を上限）

また、法人住民税で控除しきれない分があれば法人税で控除することができます。（当期の法人税額の5%を限度とするなどの要件があります）

寄付の対象は地方公共団体が行う事業のうち、子育てや雇用など地方活性化に効果が高いと政府が認めたものになります。なお、本社のある地方公共団体への寄付や東京都など財政的に豊かな自治体への寄付は対象外となっているので注意が必要です。

企業版ふるさと納税で地方活性化への効果を期待したいものです。